

# 令和2年版環境白書

## 第2章 安全で安心できる生活環境の保全

### 第4節 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

#### 5. 原子力防災

##### (8) オフサイトセンターの活用

#### (1) 事業目的

原子力発電所の万一の緊急事態に備え、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、各種の防災対策を実施しています。

また、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、県では、地域防災計画や広域避難計画を策定・改正するなど、必要な対応を行っています。

#### (2) 取組状況

平成11年9月に発生したウラン加工施設JCO東海事業所臨界事故を教訓に制定された原子力災害対策特別措置法において、国と地方公共団体との連携強化を図るため、緊急時に国、県、市等の関係者が一堂に会する拠点（オフサイトセンター）を全国の原子力施設立地地域に整備することとなりました。

島根県においては、平成13年3月に着工し、建屋が同年12月に完成、その後国が通信システム機器等を整備して平成14年3月上旬に完成したことにより、3月29日に原子力災害対策特別措置法第12条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策拠点施設の指定を経済産業大臣から受け、同年4月から運用を開始し、活用しています。

平成25年度には、外部からの放射性物質の侵入を防ぐため、放射線防護対策を実施しました。

#### 【施設概要】

- ・ 庁舎名：島根県原子力防災センター
- ・ 所 在：松江市内中原町52番地（県庁西側敷地内）
- ・ 機 能
  - i) 緊急時：国、県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市、事業者、防災関係機関が緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を設置します。
  - ii) 平常時：原子力防災専門官が常駐し、地域における原子力防災の拠点として、原子力防災訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用します。

#### 【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課	0852-22-6590